

西条市空家等管理活用支援法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
 - (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
 - (9) 市税納税証明書
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- (支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、一般競争入札に参加できる者であること。
- (2) 申請者が、市税を滞納していない者であること。
- (3) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (4) 西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団員等若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下単に「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (5) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。

(6) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(7) 申請者が、本市と連携して空家等対策及び地域活性化に資する事業に取り組んだ実績を有していること。

(8) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

(9) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が、西条市空家等対策計画に適合するもので、市長が空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認めるものであること。

(10) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(11) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 前項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年を経過する年度の末日までとする。

3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合にあっては空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第2号）により、指定しない場合にあっては空家等管理活用支援法人不指定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第4号）により行わなければならない。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を告示するものとする。

(事業の報告)

第6条 支援法人は、事業を行う年度（以下「事業年度」という。）が始まる10日前までに、事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出しなければならない。

3 支援法人は、月次報告書を実施月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、法第25条第3項の規定に基づく、支援法人が同条第2項の規定による命令に違反したとき、第3条第1項第1号から第4号まで若しくは第6号に掲げる要件に該当しないこととなったとき、又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第7号）により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

西条市長

殿

法人の住所

法人の名称又は商号

申込者 代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

電話番号

空家等管理活用支援法人指定申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けた
いので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第 24 条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 市税納税証明書
- 10 その他業務に関し参考となる書類

第 号
年 月 日

様

西条市長 

空家等管理活用支援法人指定通知書

年 月 日付けで申請のありました空家等管理活用支援法人の指定については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 3 条第 1 項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

1 法人の名称又は商号	
2 法人の住所	
3 事務所又は営業所の所在地	
4 業務内容	
5 指定の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
6 指定に当たっての要件 その他の事項	

第 号
年 月 日

様

西条市長



空家等管理活用支援法人不指定通知書

年 月 日付けで申請のありました空家等管理活用支援法人の指定については、審査の結果、下記理由により指定しないことに決定しましたので通知します。

記

1 法人の名称又は商号	
2 法人の住所	
3 不指定の理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西条市を被告として(訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

西条市長 殿

法人の住所
法人の名称又は商号
申込者 代表者氏名
事務所又は営業所の所在地
電話番号

名称等変更届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 3 条の規定により届け出ます。

変更予定年月日		
変更する事項	☐ （1） 法人の名称又は商号 ☐ （2） 法人の住所 ☐ （3） 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 5 号（第 4 条関係）

年 月 日

西条市長

殿

法人の住所

法人の名称又は商号

申込者 代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

電話番号

業務変更届出書

西条市空家等管理活用支援法人の指定等に関する要綱第 4 条の規定により届け
出ます。

変更予定年月日		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

西条市長

殿

法人の住所

法人の名称又は商号

申込者 代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

電話番号

業務廃止届出書

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、西条市空家等管理活用支援法人の指定等に関する要綱第 5 条の規定により届け出ます。

廃止年月日	
廃止の理由	

第 号
年 月 日

様

西条市長 

指定取消書

西条市空家等管理活用支援法人の指定等に関する要綱第 8 条の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消しの理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、西条市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、西条市を被告として(訴訟において西条市を代表する者は西条市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)